

誓約書

御中

貴機関において生産実習（インターンシップ）を履修するに当たり、「生産実習に関する覚書」（裏面掲載）の内容を理解するとともに、特に「5.就業規則等の遵守」および「6.機密保持義務」を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

日本大学生産工学部 学科

学年 年 学生番号 番 コース

フリガナ

氏名 男・女 印

(年 月 日生 歳)

自己紹介書

【連絡先】

現住所
〒

電話番号

携帯番号

Eメール

写真

(縦4×横3cm)

顔の大きさ

スーツ着用による証明写真

【学歴・職歴】(高校卒業から記入)

年 月

年 月

【志望動機】

実習先として貴機関を志望した理由、実習に期待する経験・課題など

【プロフィール】

自己PR (長所), 興味のある科目など

学業以外で力を注いだ事柄 (例: 趣味・特技, 免許・資格, サークル, ボランティア活動など)

【実習経験を通じた挑戦!】

実習先・本学間において下記内容による「生産実習(インターンシップ)に係る覚書」を交わします。実習生各自が必ず全ての条文を確認のうえ、誓約書(清書)に署名・捺印してください。

生産実習(インターンシップ)に関する覚書の内容(条文)

実習先企業・機関(以下「甲」という)と日本大学生産工学部(以下「乙」という)は、甲が乙の派遣する生産実習(インターンシップ, 以下省略)による下記実習生を受け入れることに関し、以下のとおり覚書を締結する。

(目的)

1. この生産実習は、教養科目、基盤科目、生産工学系科目、専門教育科目からなるカリキュラムの全体と連携し、企業や公的機関等における実習経験を通じて幅広い知識・技能と実践技術との関係を学び取り、主体性と創造性に豊かな実践力ある工学技術者の育成を目的とする。

(実習生の指定と期間)

2. 実習生は乙が指名した下記学生とする。また、実習生が甲において実習する期間および日数については、甲、乙、及び実習生の三者で調整し決定する。

(生産実習の内容)

3. 生産実習の内容及び配属先(実習場所)は、原則として甲が「(目的)第1条」に基づいて乙及び実習生に提示する。実習場所が甲以外の場所で、宿泊を伴って実施される場合は、その詳細を乙及び実習生に提示する。また実習内容や実習場所が変更された場合は、甲は乙と学生に変更内容を提示し、了解を得るものとする。

(生産実習実施中及び通勤による事故等)

4. 実習生の生産実習実施中及び通勤に際しての事故等については、「学生教育研究災害傷害保険」、「学研災付帯賠償責任保険」、「生産工学部が任意に加入する学生見舞金制度」及び「日本大学学生傷害及び死亡事故等に関する給付金」をもって補償に充てる。

(就業規則等の遵守)

5. 乙は、実習生が、甲の就業規則を遵守するとともに実習事項遂行に当たっては甲の監督、指導、助言等に従うよう指導する。

(機密保持義務)

6. 乙は、実習生に対し、実習期間中に甲より開示を受け、又は、知り得た技術上及び営業上の一切の機密(以下「機密情報」という)を甲の承諾のない限り、実習期間中はもとより実習終了後も第三者に漏洩・開示しないよう指導する。乙は、実習生に対し、機密情報を生産実習の目的以外に使用しないよう指導する。乙及び実習生は、実習日誌や報告書等を作成・提出するにあたり、甲の機密情報の記載が必要となる場合は、事前に甲の確認を得るものとする。

(個人情報保護)

7. 甲及び乙は、実習生が提出する自己紹介書等の個人情報を生産実習に関する目的以外に使用しないものとする。

(覚書の管理および廃棄)

8. 甲および乙は、本覚書ならびに本覚書に関連して取得した実習生の個人情報について、生産実習の目的の範囲内でのみ利用するものとする。生産実習の終了後、当該覚書及び関連書類は、実習終了日から1年以内に、適切に廃棄するものとする。

(安全配慮)

9. 甲は、実習生が生産実習を安全かつ円滑に遂行できるよう、実習内容及び実習場所に応じた合理的な安全配慮を行うものとする。また、甲は、実習生に対し、実習開始前および実習期間中において、必要な安全教育および指導を行うものとする。

(損害賠償)

10. 実習生が生産実習の遂行に際して、故意又は過失により実習生が第三者に損害を与えた場合は、第4条に定める保険(学研災付帯賠償責任保険等)の適用範囲内において、その損害を賠償するものとする。ただし、当該保険により填補されない損害については、甲乙協議の上、その処理解決にあたるものとする。

(その他)

11. この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合、甲と乙の協議の上定めるものとする。なお、実習生は、本覚書を基とした誓約書を甲に提出するものとする。